平成25年2月定例会 広域連合特別委員会(付託) 平成25年3月6日(水) 〔委員会の概要〕

木南委員長

ただいまから、広域連合特別委員会を開会いたします。 (10時33分) 直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会の付託議案の審査についてであります。

付託議案につきましては、お手元に御配付の議案付託表のとおりであります。

まず、広域連合議会議員の北島副委員長から、関西広域連合議会3月定例会について、報告を受けたいと思います。

【報告事項】

○ 関西広域連合議会3月定例会について(資料①)

北島副委員長

去る3月2日に関西広域連合議会の3月定例会が大阪市の国際会議場で開催されましたので、その概要を報告させていただきます。

まず、定例会に先立ち開催された全員協議会において、政府が進める道州制について、 連合議会としても検討し、必要な指摘等を行うため、関西広域連合議会に広域行政システ ムのあり方検討部会を設置することが決定されました。

当面は総務常任委員会の全委員で構成することとされましたが、執行部が別途設置する道州制のあり方研究会の検討の進捗も踏まえて、必要に応じ特別委員会に発展させることとなりました。

次に、定例会におきましては、議員提出の3議案が可決された後、連合長から平成25年 度一般会計予算案など7件の議案について提案説明が行われました。

その後に一般質問があり、本県からは重清議員が13人の質問者のトップを切って質問を行いました。その内容は、分権改革への関西広域連合の取り組み姿勢について、道州制のあり方研究会について、関西広域救急医療連携計画の取り組みに対する評価及び今後の取り組みについて、関西ブランドについて、この4点に関して理事者側の見解をただしたところであります。

そのほか各府県市の議員12名が質問を行い、それぞれ理事者側の答弁を得たところであります。その中で大阪市の橋下委員からは、道州制を目指すべきだとの発言がありましたが、井戸連合長からは、広域連合は道州制にそのまま移行するものではないとの答弁がなされたところであります。

最後に、各議案について全会一致で可決した後に、議員提案として報告1のとおり、地 方分権の推進を求める決議(案)が提案され、全会一致で可決されました。

報告は、以上であります。

木南委員長

次に、理事者において説明または報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

○ 追加提出案件について(資料②)

【報告事項】

○ 関西広域連合委員会について(資料③)

八幡政策創造部長

それでは、今議会に追加提出しました案件につきまして、お手元にお配りしております 委員会説明資料(その3)に基づきまして、まず初めに政策創造部から御説明を申し上げ ます。

資料の1ページをお願いいたします。

まず、(1)歳入歳出予算の総括表についてでございます。政策創造部関係の一般会計補正予算額は、表の一番上の左から3列目に記載のとおり、1,050万5,000円の減額補正をお願いしておりまして、補正後の予算額は、左から4列目に記載のとおり、3,348万円となっております。

また、この表の一番下の計欄左から 3 列目に記載のとおり、関係部局全体の一般会計における補正予算額は、7,916 万 9,000 円の減額補正であり、補正後の予算総額は左から 4 列目に記載のとおり、25億 3,258 万 7,000 円となっております。財源につきましては財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、2ページをお開きください。

政策創造部の主要事項について、その概要を御説明いたします。

広域行政課におきまして、摘要欄の上から3行目に記載のとおり、関西広域連合分賦金について、所要額の確定に伴う補正をお願いするものであり、1,050万5,000円の減額補正となっております。

減額の主な理由といたしましては、今年度、4政令市の加入によりまして、負担金を按 分する団体が増加したため、1構成団体の負担金額が減少したことによるものでございま す。政策創造部関係の追加提出案件の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、この際、1点御報告を申し上げます。

去る3月2日、先ほど北島副委員長から御報告のありました関西広域連合議会と同日で ございますが、第30回関西広域連合委員会が開催されましたので、協議事項の概要につい て御説明させていただきます。

お手元にお配りしております資料1をお願いいたします。

表紙に記載しておりますが、協議事項は上段に5つ書いてございますが、政策創造部から1点目と2点目を御説明させていただきまして、3つ目以降は担当部局から御説明させ

ていただきます。

それでは、資料の1ページをお願いいたします。

広域行政システムのあり方研究会についてでございます。

先ほど北島副委員長のお話でも触れていただきましたが、この事前委員会でも御報告させていただきました広域行政システムのあり方を検討するための有識者による研究会でございますが、この連合委員会で設置することが決定しましたので、その内容について御説明いたします。

まず、名称でございますが、資料に記載のとおり、出された案としましては広域行政シ ステムのあり方研究会とする案が出されましたけれども、これを井戸連合長が御説明をさ れて、このスケジュール案にも書いておりますように、3月23日を予定しており、皆様の 御同意を得られればということで御説明したところ、まず、橋下委員、大阪市長のほうか らこのままでは反対であるという御意見が出され、それに対して山田委員、嘉田委員、そ れから堺市の竹山委員から意見が出され、基本的には複数の委員から言われたことは、政 権与党が道州制導入の方針を示している。 480 人中 400 人以上が道州制導入の方針を示し ている中で、関西広域連合としても、正面から道州制を議論する場であると。1点、松井 知事が道州制ありきでやるべきではないかという話をされたのに対して、ほぼ全ての委員 からそれは違うんじゃないかと、どうあるべきかの議論であると、これは飯泉知事のほう からも、橋下委員が言ったことと井戸連合長、山田委員、その他が言ったことはそんなに 違わない、だから交わらないところはありきというところだから、そこだけ、これは違う けれども、どうあるべきかということをやるんじゃないかという話をされて、京都市の門 川委員も広域行政システムのあり方研究会という回りくどい言い方ではなくて、関西広域 連合として道州制議論をしてどう対峙していこうか、中身を深めていこうかと、これから そういう議論なのでわかりやすく言ったほうがいいんじゃないかと、平井委員からも自分 なりの理解からいうと別に道州制を進めるかどうかに関係なく、道州制のあり方について 研究するんでしょうということを説明されて、井戸連合長のほうからわかりやすい名称に しましょうということで、名称を変更いたしました。

それから、これを踏まえ、設置時期、研究会の委員、これが資料の3に書かれておりますが、同志社大学の新川先生、関西広域連合の協議会の副会長をされている方ですけれども、そのほか、山下委員、北村委員と、関西広域連合の協議会の委員をメンバーにするということを決め、それから、4の論点でございますが、これは以前から示しているとおり、さまざまな課題や問題点を指摘していくという議論をしようということ、そしてスケジュールとしまして、3月23日に第1回会合を予定ということで決定したところでございます。それから、資料7ページをお願いいたします。報告の2点目になりますけれども、市町村との意見交換会の開催についてでございます。

資料の一番上の趣旨のところで、関西広域連合の取り組みに対する市町村の理解の醸成を図るため、市町村長等との意見交換会を開催するものとしておりまして、実施時期は、次回の連合委員会の開催日に合わせて、3月28日午後1時からということになっておりまして、出席予定者は、関西広域連合の連合長、副連合長、飯泉知事を含め各委員、それか

ら近畿の市長会、町村会、それから、鳥取県、徳島県の市長会、町村会ということで、それぞれ代表の方に御出席していただくこととなっております。

それから、2のところで意見交換会の定例化となっておりますけれども、市町村への情報提供や意見交換の場を充実していくために、基本的に春と秋の年2回、定例会開催を決定したというところでございます。

追加提出案件の説明及び報告事項については、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

納田危機管理部長

危機管理部から追加提出いたしております平成24年度一般会計補正予算につきまして御 説明申し上げます。

説明資料の1ページをお開きください。歳入歳出予算についてでございます。

危機管理部関係の補正予算につきましては、総括表の上から2段目、補正額欄に記載のとおり、8万8,000円の減額補正をお願いするものでございまして、補正後の予算額は58万7,000円となっております。財源につきましては全て一般財源となっております。

3ページをお開きください。補正いたします事項の概要でございますが、南海地震防災課におきまして、防災総務費の摘要欄①、防災対策指導費に要する経費の補正といたしまして、8万8,000円の減額補正を計上いたしております。

これは、関西広域連合に新たに政令市が加入したことにより、負担金の額の算出方法が変更されたこと、防災分野の事業費の節減が見込まれることにより、広域連合への分賦金を減額するものであります。

以上が、危機管理部関係の提出予定案件でございます。

続きまして、この際 1 点御報告させていただきます。広域避難対策に関する申し入れについてでございます。

お手元の資料1の9ページをお開きください。現在、関西広域連合では、国の新たな原子力災害対策指針、防災基本計画並びに関係府県の地域防災計画との整合を図りながら、 広域的な原子力災害対策の検討を進めているところでございます。

その際、府県域を越える広域避難対策につきましては府県による取り組みだけでなく、 国の支援が不可欠であることから、3月2日に開催されました第30回関西広域連合委員会 におきまして、避難手段や避難経路の確保、10ページにまいりまして、避難体制の整備費 用についての国による財源の確保など、国として対応していただきたい9項目につきまして、関西広域連合として、国に申し入れるということで合意されたところであります。

私からの報告については以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

犬伏経営戦略部副部長

今議会に追加提案いたしました経営戦略部関係の案件について御説明を申し上げます。

委員会説明資料(その3)の1ページをお開きください。

平成24年度一般会計補正予算案でございますが、経営戦略部の補正額としましては、表の上から3段目、補正額の欄でございますが、5万7,000円の減額となってございます。 概要につきましては、4ページをごらんください。

経営戦略部の補正額、5万7,000円の減額につきましては、人事課において計上しております広域職員研修分野に係る関西広域連合分賦金の補正によるものでございます。

これは政令市加入に伴い、負担割合が減額されることによるものでございます。

以上が、経営戦略部関係の提出案件でございます。

よろしくお願いいたします。

柏木環境総局長

それでは、お手元にお配りしております委員会説明資料(その3)によりまして、追加 提出いたしました県民環境部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

説明資料の1ページをお開きください。

まず、一般会計の歳入歳出予算についてでございます。

一般会計の補正総額は、総括表の左から2列目の欄に記載のとおり、13万9,000円の減額をお願いしておりまして、補正後の予算総額は、156万8,000円となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

次に、課別の事項につきまして御説明いたします。 5 ページをごらんください。

環境首都課関係でございます。(目)環境衛生指導費で、摘要欄①ア、環境政策調整事業におきまして3万7,000円、及び摘要欄②ア、鳥獣調査事業におきまして10万2,000円、広域連合分賦金の減額により、環境首都課合計では13万9,000円の減額となり、補正後予算額は156万8,000円となっております。

引き続いて、この際、1点御報告させていただきます。

資料14ページをごらんください。

次世代自動車充電インフラ整備促進に係る要請についてであります。

電気自動車のさらなる普及を図るためには、特に自動車の使用者が多く利用する高速道路のサービスエリアや商業施設等での充電器の整備が必要であることから、関西広域連合として、高速道路を管理する事業者等に対し、管理施設への充電器の設置などの協力について要請を行うことを去る3月2日の広域連合委員会において決定いたしました。

本県としましても、関西広域連合の一員として構成府県市と連携し、充電器の整備が促進されるよう努めてまいります。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

武田医療健康総局長

続きまして、保健福祉部から追加提案いたしております案件につきまして御説明申し上げます。

お手元の説明資料(その3)の1ページをお願いいたします。

保健福祉部関係でございますが、総括表の5段目にございますように、2,222万4,000円の減額補正をお願いしております。補正後の予算総額は、3億4,025万6,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

課別主要事項でございます。医療政策課の摘要欄①、救急医療対策費に要する経費の補 正のア、ドクターへリ導入推進事業費は、ドクターへリ搭乗医師等の養成及び運航委託に 係る経費が確定したことから、3,045万1,000円の減額を行うものでございます。

健康増進課の摘要欄①、母子保健対策費に要する経費の補正のア、周産期医療体制確立 事業費は、NICU病床整備の計画変更に伴い、850万円の増額を行うものであります。 提出案件の説明は以上であります。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

酒池商工労働部長

今議会に追加提出いたしております商工労働部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の委員会説明資料(その3)の1ページをごらんください。

商工労働部の平成24年度一般会計歳入歳出予算につきましては、表の中ほどに記載のと おり、4,499万2,000円の減額をお願いしており、補正後の予算額は、2億7,428万 7,000円となっております。

次に、7ページをごらんください。部別主要事項につきまして御説明させていただきます。まず商工政策課でございます。商業総務費の摘要欄の①のア、関西広域連合分賦金について、所要額の確定に伴い、25万3,000円の減額を行うことといたしております。

次に、新産業戦略課でございます。工業技術センター費におきまして、研究費など、事業に要する経費の補正といたしまして、総額で4,566万8,000円の減額を行うことといたしております。

続きまして、観光国際総局国際戦略課でございます。観光費の摘要欄①のア、関西広域連合分賦金について、所要額の確定に伴い、23万7,000円の増額を行うことといたしております。

以上が、商工労働部関係の提出案件でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し 上げます。

続きまして、この際、1点御報告させていただきます。

海外事務所等の共同利用についてでございます。資料1の15ページをごらんください。 去る3月2日に開催されました広域連合委員会におきまして、関西広域連合の構成団体 が設置いたしております海外事務所を、各府県市の業務に支障のない範囲で、共同利用が

が設置いたしております海外事務所を、各府県市の業務に支障のない範囲で、共同利用ができることとなりました。共同利用の内容につきましては、現地情報の簡易な調査、行政、企業等の現地訪問等の際のアポイント、アテンドとされたところでございます。

今後、本県といたしましては、関西広域連合構成団体の海外事務所等を有効に活用する ことにより、県内企業の海外ビジネスを積極的に支援してまいります。 説明及び報告は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

黒石農林水産部副部長

続きまして、農林水産部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の説明資料(その3)の1ページをお願いします。

平成24年度一般会計補正予算案でございますが、総括表にございますように農林水産部といたしましては80万円の減額補正をお願いするものでございまして、補正後の予算総額は2,626万円となっております。

なお、財源内訳につきましては、財源内訳欄の括弧内に記載のとおりでございます。

8ページをお開きください。農林水産部の主要事項でございます。

とくしまブランド課関係でございますが、(目)園芸蚕業振興費の摘要欄①のア、走る「とくしまブランド」展開事業におきまして、事業費の確定に伴い80万円の減額をお願いしております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

小谷野運輸総局長

続きまして、県土整備部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の委員会説明資料(その3)の1ページをお開きください。

一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。表の下から2段目に記載しておりますとおり、県土整備部関係では、36万4,000円の減額をお願いするものでございまして、補正後の予算額は、18億5,563万6,000円となっております。

この内訳につきましては、9ページをお開きください。

道路政策課におきまして、表の右側、摘要欄に記載のとおり、日本高速道路保有・債務 返済機構出資金の額の決定に伴い、36万4,000円を減額するものでございます。

県土整備部関係は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

木南委員長

以上で、説明等は終わりました。それでは質疑をどうぞ。

竹内委員

おはようございます。今、北島副委員長並びに部長から報告を受けましたが、道州制のあり方研究会ということで、名称は変更になったということで、部長からは各委員の発言等の紹介もありましたけれども、まだちょっとわかりにくいところがあるんですね。その変わった経過をもう少し詳しく説明していただいたらなと思いますので、よろしいでしょうか。

八幡政策創造部長

今、竹内委員のほうから、もう少し詳しくということがございましたので、マスコミが

オープンのところではありましたけども、まだちょっと議事録ができておりませんので、私と出席した折野課長とかがメモで起こしたところ、若干丁寧に説明させていただきます。まず冒頭、この資料の1、2を提示しながら、このあり方研究会について、井戸連合長のほうから、御賛同いただければ、3月23日に第1回会合の開催を予定していますと、この研究会について、名前のつけ方等について御議論あるかもしれませんけれども、前回の委員会で議論していただいたように、それこそ、この間の総選挙で道州制の内容はともかくとして、導入しようという政党に所属する衆議院議員が400名も数えられて、しかも安倍内閣自身が道州制基本法を出そうと、そして、5年以内に道州制国民会議で検討を加え、後の5年で道州制を導入しようという動きがある中で、地方の側からの視点や課題を提言していくというのが重要じゃないかということで、府県をまたぐ唯一の広域連合としての立場から広域行政のあり方について提言をしていくという趣旨で設置したいという御提案をされたのに対して、冒頭、最初が橋下委員で、国が道州制をやろうという中で、広域連合が道州制と違うものを出すと全く意味がないので、真正面から議論するべきじゃないかという御意見、そうじゃなかったら、事務方に余計な仕事をさせてしまうから反対だとおっしゃいました。

それに対して、竹山委員、嘉田委員と、これは設置には賛成ですよと。名称はいろいろ あるけれどもということを言われたのに対し、また橋下委員が広域連合は道州制とは自分 は別個でやっていって、広域連合はここで動いていると、それに加えて何を研究するかと いうことであると。広域連合と、道州制は違うということでこのまま続けていけばいいと 思うけれども、あり方研究会というものは、国の制度を変えていくということであれば、 我々も広域連合で立法とか権限も力がない中で、国のほうに道州制を進めていくことが明 確になっているんだったら、井戸連合長が言われたように、その趣旨を酌んで、その400 議席もある人に対してしっかりと中身について議論を、広域連合の中でやっていくという ことではないかというようなことをおっしゃって、それに対して山田委員が、京都府の知 事ですけれども、これってもう前回決着してたんですよねという話の中で、道州制と違う ことを検討するということではなくて、道州制の問題とか課題とか、今後の方向について、 今までの関西広域連合の意義を生かして、そうしたものについてきちんと意見を言ってい くという、こういう研究会をつくるっていうことだと、名前の話はあるかもしれないけど とおっしゃって。ここで、先ほどちょっと説明でも申し上げましたが、松井委員が、検討 するということまでは決まっているけども、これは道州制ありきじゃないのかと、やった らいいんじゃないかと思うと言ったのに対して、山田委員はそれはありきではないよねと いうことをおっしゃって、その推進組織じゃないんで、しっかりものを言っていくための 研究会だと。

これに対して飯泉知事のほうから、今の話で橋下委員の言ったことと連合長、山田委員の言ったことは、そんなに違わない。だから交わらないところはありきというところだから、ありきということではなくて、どうあるべきかということをやろうと。場合によっては名前はわかりやすいほうがいいんじゃないかと、名前はそういうふうにしても構わないし、連合長が冒頭で言われたことというのは、一緒のことを言っているので、関西広域連

合では、道州制はどうあるべきかということをやろうと。それは当然、メリット、デメリットもあるわけだし、それはやっぱり我々の立場でやらなきゃいけないと。それに対して、京都市の門川委員、鳥取の平井委員がまさに同じような意味で、回りくどい言い方でなくてという話であるとか、平井委員のほうも、これは自分の理解で道州制のあり方について研究するんだと思うと。これは連邦制も含めていろんな問題点、原点に立ち返って勝手に中央集権のための国家行政的道州制になれば最悪だから、我々地方の立場で道州制というと連邦制のような意味があるかもしれないし、国を悪くするような道州制というのは最悪なので、我々から情報発信をしてということをおっしゃって、橋下委員が推進する立場ではないと思いますと。政治団体じゃないからと。ただ、対象は道州制だからということをおっしゃって、道州制のあり方研究会なんじゃないでしょうかと。それで、仁坂委員、和歌山県知事ですが、私もタイトルがちょっと変だなと思っていましたと、京都市長の意見に賛成ですという話で。

それで、井戸連合長がそれを踏まえて、題名が誤解を与えているようなので、発端はいずれにしても中央集権的国家道州制をほったらかすと強行されてしまうおそれが過分にあるので、広域団体である関西広域連合として、道州制の課題や問題点を的確に指摘していくことが趣旨だったので、名前を道州制のあり方研究会ということでスタートさせていただきましょうかという話で全員が一致して、じゃあ名前は素直にいきましょうと、そういうふうになった経緯でございます。

竹内委員

今の話を聞いてちょっと気になるのは、まず、大阪府知事が道州制ありきでやるべきだという意見を出したと。もともと橋下市長も道州制ありきで考え方を持ち出しているという、我々、今まであの人の話を聞いたりした中では、常にそういうことを言っておるわけで、意見が大きな意味では2つに割れているのかなあと。最後に今の話では、橋下委員もありきではなくて、議論をする場であると。当然、これ政治集団でもないし、行政が集まっている広域連合ですからね。当然そうあるべきであると思って、多分、橋下市長得意のすぐにぴっと変わるね。ああこれいかんなと思ったらさっと変わるんよな。それが得意な市長なので、今の話を聞きながら、そうだったんかなと思います。

その中で、徳新の記事なんか見ると、大きく道州制ありきという感じを県民が受けるような報道の内容、とり方によるとそういうふうにとれるわけで、今の部長の、またいろんな各委員の話を聞くと、大阪府、大阪市以外はしっかりした考えを持っているんかなという気もいたしますが、そういう道州制を推進すると見られるあり方研究会ではないと理解していいんかな。

八幡政策創造部長

今、竹内委員から御質問いただきましたが、ここに出席している委員の総意で、この名 称は変わりましたけれども、論点については個々の委員が今後詰めていくという前提で論 点案を出しておりまして、これが資料の2ページ以降についておりますけれども、この点 については、今後もちろんこの論点自体は別にこれに拘泥する必要はないんでしょうけれども、もともと書いてあるのは、飯泉知事が議会答弁で繰り返していることでありますし、要はいろんなことが考えられると。しかも、その道州制について中身が全く定まっていないので、まず道州制がどうあるべきかということを定めていこうというようなことを書いております。

個人的には意見を申し上げても仕方がないところでもあるので、あえて、一番公衆の場でも道州制とおっしゃっている橋下委員のお言葉をもう一度引用させていただきますと、いろんな意見があった中で、これは推進する場でないと思うと。関西広域連合は政治団体ではないと。ただ、議論の対象が道州制だから、ここは道州制のあり方研究会ということで、推進はしなくてもいいが、国から言われっぱなしじゃしようがないので、中身について広域連合でしっかり考えると。だから、道州制のあり方研究会ということでいきませんかということに対して、これは多分、各委員が違和感全くなくて、その後、和歌山の委員も追認されましたし、それを踏まえて、井戸連合長が取りまとめられたということだと思います。

若干、私の印象論で申し上げると、確かに飯泉知事とも帰るときにも言っていたんですが、これ報道ベースでは名称が変わって道州制のあり方、あり方であっても、多分そこは抜けて道州制委員会みたいになるねと。それで、そのとおりの報道になっているんですけれども、基本的には何ら変わっていなくて、名称はすっきり道州制のことを国が議論するのに対して、しっかり地方から対峙する形で意見を言えるような研究をしておかなければいけないと。そのためには関西広域連合というのは府県をまたぐ唯一の広域連合であるのだと。

これは本会議答弁で知事が申し上げたことでありますので、若干報道で受けるニュアンスと違うんだろうなということも推測はされたんですけれども、現実はそういうことでありまして、松井委員が言われたことに対しても、その場で各委員がそれはちょっと違うんじゃないかということで、多分松井委員も含めて、この関西広域連合のあり方という意味では、政治的におっしゃっていることと、推進する場ではないということはしっかりと峻別されて、関西広域連合の委員の総意になったものと理解しております。

竹内委員

部長の説明では、そんなことではないんだということだと思いますが、我々選出されておる議員の中でも、これは当然、関西広域連合は道州制に移行するものではないという附帯決議をしている県が多いわけで、そういう中で、多分いろんな議論が県議の中からもあったんだろうと思いますけどね。そういう中で、やっぱり橋下市長がもう首長は道州制の賛成者で固めなあかんというようなことを平気で言っているわけで、それはそれで彼の一流のパフォーマンスなんでね。別に気にすることもないし、それはそれで、選挙になったら堂々と戦えばいいわけでありますけれども。今の話で、橋下市長も最終的にはそういう言い方をしたということで、知事・市長の総意で、推進する研究会ではないというのは、はっきりしたというふうにとっていいわけですか。

八幡政策創造部長

委員会での取りまとめとしまして、若干繰り返しになりますけれども、最後の井戸連合長の全員に対する見解をまとめたときにおっしゃったことが、まさにその道州制の課題や問題点を明確に指摘していこうということが趣旨だったので、道州制のあり方研究会について、これでスタートさせてよろしいでしょうかというので、全員が一致。そして、論点については、これから、新川先生とか、有識者による議論で整理していけばいいと思っているので、よろしいですかと。まずは道州制のあり方研究会を発足させていただくということですので、推進する場ではないという前提を踏まえての議論でございます。

竹内委員

よくわかりました。法律もできてないし、自民党と公明党が推進して公約だと言うけれども、我々自身も細かいことは全く、自民党員で私は県連の会長代行もしておりますが、そういう話を一度も国会議員から聞いたことがない。各県、よその県の、特に和歌山なんかもそうで、そんな話聞いたことないわと。細かい具体的な話なんかも聞いたこともないし。ただ、道州制ありきで国の形というのを示さないかんのですね。民主党が地域主権というへんな名前を出してきてやね、やっぱりその市民運動の流れの中から、地域主権という言葉を堂々と使い出したと。それに対抗するいろんな意味もあって、道州制というのを打ち出したんでないかなと。自民党員である私がそういうふうに想像しているわけで。まだまだこれは、私、事前委員会で申し上げましたけれども、やっぱり道州制というものが、いいものも悪いものもいっぱいあるわけで、それが徳島県民にとって、本当に県民の幸せにつながっていくのかということが根本原則でなかったらいかんのです。そこらは我々議会として二元制の代表として当然、徳島県が今、置かれている立場の中で、道州制に入っていって、果たして幸せになるのかという疑問も持ちながら、この道州制というものを考えていかなければいけないなと。

中央集権につながっていくような道州制であっては、決してならんわけで、そこら辺はきちっと我々も考え方を示していかないかんなと思っておりますが。徳島県の国会議員も、それぞれ私が聞いたところではまちまちで、固まっておりません、はっきり申し上げて。そういう中で、道州制ありきの議論というのは、私はいかがなものかなということを思っておりましたので、今の部長のいろんな報告の中で、そういうものではなくて、やっぱり公約に打ち出しておると。そういう中で、中央集権、知事がよく言う悪い道州制というものにならないように、いろんな意見を申し上げていくという場であると理解をいたしました。

立ったついでに申し上げますが、橋下市長は、自分が府知事になる数カ月前に出した本があるんやけど、その本の中にはっきり書いとんはね、政治家と弁護士はうそを言わないといけないと書いてある。もうこの本はほとんど回収されましたけどね。はっきり書いてるんですよ、私持っていますけど。また皆さんに見せますけどね。そういう方なんです。政治家と弁護士はうそをつかないかん。そんな方が、今市長になったり、府知事になった

り、維新の代表に、片方の代表になっとるわけでね。これは私が個人的に言うたらいかがなもんかなと。政治家がうそついたらいけませんよ。弁護士はうそつかないかんときあるわな。殺人罪で弁護するときは、殺人者の味方にならないかんのやから。そりゃもううそ八百並べて弁護せないかん。実際そうしてますよね。しかし、政治家はうそ言うたらいかんですよ。彼は堂々と書いている。そういう方が、府知事になり、市長になっとるわけで。しかも、今は維新の代表になっとる。これは一遍私も、関西広域連合でも機会があったらその本との関係を聞こうと思っていますけど、皆さん方に、はっきり申し上げておきます。これは彼が書いている本ですから、間違いない話なんです。そういうことを申し上げておきます。

今、報告があった、県土整備部の架橋協力事業費18億5,500万円かな。このことで、実はきのう、知事が東京へ行って、太田国交大臣にお会いした。新聞に載っています。共通料金制度ということで、井戸知事等々も行ってお願いをしていただいたようで、太田大臣は、政権が変わったので少し時間はかかるがやると。任せとけ、というふうなことであったようにお聞きしておりますが、そういう報告を部長は聞いていますか。

中内道路局長

本四の出資金に係る御質問でございます。昨日、関係府県市によって、要望活動をやったわけでございます。飯泉知事ほか、香川県知事、並びに井戸兵庫県知事の3名で太田国土交通大臣に、平成26年度からの本四高速の全国共通料金への組み入れ等の必要な措置を講じて、全国共通料金を確実に実施すること。そのために具体的な実施方針を平成24年度中に取りまとめることといったことを、強く要望しておったわけでございます。

先ほど委員からもお話があったように、太田大臣からは、今年度中実施取りまとめは少しおくれるかもしれないけれども、しっかりとやるという力強い回答をいただいたところでございますので、そういうことがあったわけでございます。

竹内委員

非常に明るいニュースだというふうに、大臣の決断というんですか、それに大いに感謝を申し上げたいと思いますし、行かれた知事に心から敬意を表したいと思っております。 そこで、これは26年度からということで、共通料金制度を視野に入れて、我が会派は、

この前、委員長にも、前の委員会でこの広域連合特別委員会というのは、ある程度使命を終えたんでないかなということで、特別委員会というのは、新しいそういった課題に向かって審議をしていくというのが本来の特別委員会の設置目的なので、そういう意味では、道州制を議論するといっても、全く中身のないものを議論するわけにはいかない部分もありますので、それはそれで我々は勉強会を重ねていかないといかんわけですが。この、共通料金制度が導入されるというのは、これは一番徳島県にとって最大のチャンスだと思っておるわけで、前々からそういうふうな考えを持っておりましたが、知事もそういう考えで一生懸命努力をされたんだろうし、我々議会も何度となく、今まで陳情にも行き、要望活動も行い、この件については一緒になって頑張ってきたわけで、それを契機にして、や

っぱり交流とか観光とか、あるいは今、知事、関西広域連合が打ち出しとる新幹線の問題とか、あるいは広域、警察の問題等も含めて、そういうものを議論する特別委員会を設置したいということで、我が会派は、この間、総会で決定をいたしておりますので、また皆さん方に御相談申し上げると思いますが、そういうものを挙県一致でやっていくと。そういう思いの中で、我々議会としても、そういう特別委員会をつくっていったらいいということで会派で決めております。そういう流れで皆さん方にまた御相談を申し上げたいと思いますので、委員長もぜひ御了解をいただきたいと思います。

木南委員長

今、竹内委員から発案がありました特別委員会のあり方等については、自民党県民会議のほうからはそういう発案がありましたので、各会派に帰って相談の上、会長・幹事長会で議題にしてほしいと、このことを要望をしておきます。

質疑をどうぞ。

庄野委員

今、竹内先生のお話で、大阪の市長さんのことについて言われておりました。私も新聞報道ですけれども、例えば兵庫県知事選挙とか、奈良県知事選挙とか、そういう道州制に協力的でないところには、維新から首長を立てるというようなことを平気で、載ってました。これは広域連合の中で、各首長さんが一緒に広域行政のことを議論する。対象となっている首長さんはこれ気悪いなというふうな形で非常に思っておりまして、本当に和やかにうまくその圏域のことを、それぞれのことを考えた連合になっていくんだろうかなということを少し心配しておりましたけれども、そこら辺はどういう印象を受けられてましたでしょうか。

例えば、新聞報道以降に集会というかあったでしょうから、そういうことはどういうふうなお感じを受けましたでしょうか。

八幡政策創造部長

今の庄野委員の御質問でございますが、時系列で言いますと、報道にいろいろ出た後に、3月2日、先週土曜日の午前に委員会がございまして、それから午後は議会でございまして、その間に昼食の時間とかもあって、そこはもう非公式ですけど、印象という意味での質問だと思いますが、これは多分いろいろ政治的な思惑は当然あるんだと思いますが、私の印象を申し上げさせていただければ、昼食なんかも和やかにされておりましたし、委員会も、非常にある意味、白熱した議論ではありましたけれども、例えば飯泉委員、知事が委員として申し上げていることというのは、この県議会でおっしゃっていることと何ら変わりはなくて、それを支持する意見というのが大半でしたし、それを踏まえて全会一致で連合長が取りまとめていらっしゃいますので、ここはそれに反対とかそういう意味でもなく、いろんな思惑で、いろんな意見を言う中で、最後は委員が納得して、1つの総意にまとめていくというプロセスだと思っておりますので、我々としても、そこが和やかかどう

かは別として極めて普通に、別に険悪な感じではない委員会だったと思っております。

庄野委員

わかりました。それと、私も自分自身の考えも含めて申しておきたいと思いますけれども、市町村合併がずっと進んできまして、現状がどうであるかというと県内見回してみますと、やはり大きく過疎地は人口が減少して、それぞれ役場の体制なんかも、非常に広域化する割には手薄になって、住みにくくなっている、行政サービスが低下しているというような声を聞きます。

したがいまして、本当に道州制が市町村合併の県版みたいになってしまったら、これは本当に、徳島県にとっても非常に厳しい県民のサービスになると思います。そういう意味では、竹内先生も言われていましたけれども、やはり県民がきちんと持続的に進んでいけるような、そういう県であることを念頭にしっかりとらえて、対処していただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それと、ドクターへリの関係で、これ関西広域連合でドクターへリが徳島県も広域的に使われていくわけですけれども、心配してるのは、事前委員会のときにも申し上げましたけれども、懸念しておりましたオスプレイが、いよいよきょうから8日の間で、県も議会も反対をしていたにもかかわらず、いわば説明もないままに、突然オレンジルートで飛行訓練をするということが報道されております。私も、訓練自体が反対なんですけれども、もしこれが強行されるということになれば、県南部、重清さんのところも和歌山から海部郡を通ってオレンジルートで行くわけですから、もし、そのときにドクターへリが出動しておったら、本当に危ないんじゃないかという気がしております。そういう面では、県として、非常に重要な命を守られないんじゃないかというふうな重要なことが起ころうとしております。これは、極めて遺憾であるというだけでは、私はあかんと思います。何らかの行動をしなければいけないんじゃないかと思っていますけど、県としてはきょうから8日の間に訓練がされるということと、ドクターへリの危険性について、どのような感覚をもって、どのように対処していこうとしているのか、お聞かせいただきたいと思います。

犬伏経営戦略部副部長

オスプレイのお話でございます。事前で、庄野委員からお話があった件につきましては、連合の本部のほうにきちっとお伝えしてございます。加えて、昨日 3 時21分でしたか、防衛省のほうからメールが参りまして、その前日には九州のルートをオスプレイは航行するという話でしたが、急遽本県の上空を含む、いわゆる和歌山から四国上空へ行くオレンジルートに切り替えたというようなメールが参りました。突然で、知事初め、我々大変驚いたわけでございますが、早速、県下市町村にこの旨を連絡し、しっかりとした連絡体制を整えたというのが 1 点と。それと庁内にも主管課長会議を開きまして、それぞれの部局でしっかりと職員にも周知し、情報収集・対応に全力を尽くすようにという指示もいたしました。加えて防衛省に対しましては、知事名で、飛行ルートだとか、それから時間帯だとか、どういう訓練内容なのか、しっかりと事前に十分な、もちろん訓練ですから限界はあ

るでしょうけれども、できる限りの情報を開示していただけるように。加えて、住民が強い不安や懸念を抱くような、そうした低空飛行訓練というのはぜひ避けていただきたいというのを防衛大臣あてに、早速申し入れたところでございます。

今後とも、きょうから3日間、訓練ということでございますけれども、その内容、それから情報、きちっと分析し、またそれに応じた対応をしっかりととっていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

武田医療健康総局長

県全体の取り組みにつきましては、今担当の部のほうからお話ございました。

ドクターへリの運航を担当しております部局といたしましては、やはりその訓練についての情報がなるべくタイムリーに、例えばドクターへリの運航に支障のないように、基地病院である中央病院のCSに伝わるような、そういうシステムについて、庁内でもつくってもらえるようにということで関係部局のほうにお願いしているところでございます。

やはりオスプレイにつきましても、ドクターへリの運航なんかも大いに関係してまいると思いますので、いろんな方法論を、我々としても関係部局と共同して講じることによりまして、ドクターへリ運航の安全を期してまいりたいと思っております。以上でございます。

庄野委員

関西広域連合のほうに、オスプレイの飛行訓練が、ドクターへりに影響を及ぼすという ふうなことで、抗議をしてくれたというんですけれども、関西広域連合からは例えば防衛 省とかに、関西広域連合長名で訓練についての中止を求めるだとか、事前に十分説明とか、 そういう処置をするだとか、そういうふうな要望はされとんですか。

犬伏経営戦略部副部長

関西広域連合のほうから、具体的にオスプレイに関して、国に何らかの要請をするとか、そういう話までは聞いておりません。むしろ全国知事会、こちらのほうで昨年の夏にも要望を出しておりますし、今回についてもいろいろ検討がなされていくものだというふうに考えてございます。

庄野委員

ドクターへリの広域使用、運航というのは、やはり関西広域連合の中でもされているものですから、関西広域連合の長からも、国のほう、例えば防衛省とかにも抗議と要請してもらってください。

犬伏経営戦略部副部長

今、委員からそういう御発言ございましたので、それを踏まえて、また本部のほうにお 伝えしたいと思います。

庄野委員

よろしくお願いします。本当に突然こういうことになりまして、さっきも武田総局長さんが答えてくれましたけれども、ドクターへリの運航に支障がないようにしたいということを言われましたけれども、支障が出るんじゃないですか。例えば救急で行かないといかんときに、突然オスプレイが低空を飛びよったら、これは目視できて避けられるんですか、双方が。少し技術的なことになりますけれども、大丈夫なんですか。

私の思いは、県民の命を非常に脅かす、安全を脅かすようなことが、知事とか県民の総意を無視して、強行的にやられよるということに対して、できるだけドクターヘリの安全運航に努めますわやいうんでは、ちょっと足らないような気もいたします。なかなか難しいとは思うんですけれども。行政のほうもそういうことを考えるということは当然ですけれども、議会のほうも、遺憾の意でないですけど、このたびのことについては非常に心配するということで、広域連合に加盟して、議会の先生方も3名参加しているし、やはり徳島県から、議会として、何らかの意見書なり、防衛省のほうに上げていったらどうですか。私はその提案をいたしたいと思いますけれども、委員長に諮っていただきたいと思います。

木南委員長

小休します。(11時31分)

木南委員長

再開します。(11時35分)

庄野委員

行政のほうも、できるだけみんなで情報をきちんと共有して、万が一にもドクターへリの事故がないように、そしてまた超低空飛行訓練で本当に事故等々がないように、万全にというのは非常に難しいかもわからないけれども、万全の態勢づくりに向けて、頑張っていただきたいと思います。

今、委員長さん初め、小休中にお話がございましたけれども、会長・幹事長会等々で、 議会としても、ぜひこの米軍機、そしてオスプレイによる飛行訓練の中止を求める意見書 なり、また、ドクターへリの運航が懸念されるので、きちんと事前通達、周知みたいな配 慮をぜひいただきたいというような意見書も、ぜひ全会一致で出したらいいなと思います ので、そういう私の決意も含めて申し上げておきたいと思います。

重清委員

広域連合で取り組んでおるドクターヘリの関係で、今、安全性がちょっと問われているんですけど、先日の委員会で質問して、大分、県南部、県西部ヘドクターヘリが順調に運航していただいていると。県民の命を守っていただいて、大変頼りにしておったんですけど、ドクターヘリだけでなしに、数日前からちょっと米軍機がよく飛びだしとるんですよ

ね。実際問題、今海陽町と牟岐の境のあたりを。

それで、事前に通告してくれたらええんやけど、今、きのう初めて四国ルート変更しましたというところで、防衛省と米軍というのは、それほど話はできてないのでないかというのに、そこで飛ぶ時間と言ったって、訓練上の問題があるし、言いませんので。逆にドクターへリとかが飛ぶんが米軍に伝えれるようなシステムはできんかなと。飛んだときにすぐわかる。確かにヘリコプター同士やったらまだどうかなあ、米軍機のほうがまだ危ないんですよ、あの低空。ここらにどういうふうな対策をできるのか。ことし防災対策特別委員会で半分おりましたんで、言ってもここの委員会の所管でもないと。それで聞いたら総務課が担当しとると。

徳島に、陸上自衛隊の基地もできましたんで、こういう関係に対応する県のシステム、ちょっとどうにかならんかなというのを前から思っとんですけどね。知事のほうへ言っていただきたいなと。今どこでもわからんでしょ。そんなんでいつ飛ぶかわからんし。こんな状況で本当にドクターへりはいけるんかなという、確かにうちのところ、本当にもう何十年も米軍機の低空飛行で苦しんでいるんですよ。それで、またオスプレイ、まだ安全性がどうのこうのいう。ここらもはっきりと、ここで聞いてもいかんのやね。安全性まで。難しいところと思うんですけどね。県のほうでそういうんができるところがほしいと思っとんですけどね。

それと、先ほど言ったように、今回初めて飛びますよね。前から、そう言って6日から7日、九州であるって、陸上自衛隊が射撃訓練するというんがわからなんだ。こんな状況でしょ。これでは今詳しく何日から飛びますと言うのは難しいんちがうかなと。そこらの件と、どこかで自衛隊に言うか防衛省と話できるんでないんかなと思うんですけど、答えが難しいんかな。

木南委員長

小休します。(11時40分)

木南委員長

再開します。(11時44分)

犬伏経営戦略部副部長

従来から、米軍の低空飛行に関しては、総務課が所管してまいりました。その関係で、 今回の米軍のオスプレイの飛行についても総務課が所管しております。ただ、総務課が所 管しておりますけれども、経営戦略部として、各部で連携を図りながら、これまで対応し てきたつもりでございます。重清委員がおっしゃったように、例えば高度を守れだとか、 学校や住居地の上を飛ぶなとか、そういうことは従来日本政府と米国で日米合同委員会と いうのがございましたけれども、そこの合意事項でもございます。

ですから、我々ははるか上空を飛ぶことに反対しているわけではなくて、本当に住民の 方が、強い不安とか懸念を抱くような、そうした低空飛行訓練はぜひ避けていただきたい と、従来から繰り返し繰り返し申し上げてきたところでございますので、今回、これから 3日間、オスプレイ低空飛行がなされるということでございますけれども、そこで仮にそ ういう日米合同委員会に反するような、そういう飛行があった場合には、強く抗議を申し 入れたいというふうに考えてございます。

重清委員

本当に県民の不安を取り除いてほしいのと、日米合同委員会のこういう取り決めがあるけど、いろいろあるんでしょ。きょうの新聞に載って、150メートル以下というのも。ここらも全然まだわかりにくい。オレンジルートでさえ、去年初めて出たことですよ。何十年も前から、ルートに入っているのでないかと言いながら出てこなんだやつですよ。ここらが本当にもうちょっとわかりやすくできんかなと言うのが、これがわからん状況で、いつ飛ばすや言ったって、それは絶対言うてこんでしょうと思いますので、経営戦略部が本当にどう変わりたいんですか。今までと違って、本当にきょうから飛びますんで。そこらをどないしたらいいか、今の現実の危険性はどこにあるんか。いろんな観点からちょっと詰めていただきたいいうか、検討していただきたいことを強く要望して終わります。

大西委員

私も前の調査特別委員会のときから議論してまいりましたので、先ほど来からの他の委員さんの議論を聞いておりまして、事前委員会のときに委員長から、道州制への問題については、この広域連合の議会での付議事件ではないと言われましたので、そういうことを念頭に置いて、全く無関係で話ができるわけではないんですけれども、できるだけ付議事件に沿って質問します。また、時間も大分来ておりますので、私もできる限り簡潔に言いますが、答弁もできるだけわかりやすく、簡潔にお願いしたいと思います。

道州制のあり方研究会が関西広域連合でできました。それで、前回の事前委員会では、この関西広域連合だけに任せるのではなくて、徳島県なりの研究とか、そういった考察をしていくべきではないのかと、そういった案も考えていくべきでないのかと、こういうような提案もさせていただきましたが、それはしないと。そういうようなことで、関西広域連合、並びに知事会の議論に任せるというようなお話だったと思います。

それで、1つはただ、そうは言っても本会議で、この道州制の質疑がたくさんありまして、私もその答弁を確認させていただきまして、知事からは好むと好まざるとにかかわらず、道州制に関する議論は避けられないというふうに言われておりますし、また、県議会はもとより、全国知事会や関西広域連合などで十分に議論を行い、実践に基づく現場感覚の意見を国に提案していくことで地方主導、国民目線による分権型の新たな広域行政像の議論を徳島からしっかりとリードしていきたいと。あるいは、今後の道州制の議論に当たりましては、本県として、県民の皆様にとりましても、本当に望ましい国と地方のあり方はどういうものか、県議会とともに議論を深めたいと、それが何よりも重要であると考えるというようなことでございました。

そういうことでございますので、この委員会も、広域連合特別委員会もきょうで終わり

でございまして、また名称も変わるんでしょうし、中身も変わり、今竹内会長さんの提案 でありますと、道州制を議論する特別委員会にはならないような話だと思いますので、こ れは議会としては、恐らく今後、総務委員会だけが議論の場になるのかなあと思います。 それは、私も議会の運営上、仕方がないことだと思いますが、ただやはり道州制の議論、 道州制を進めていくか、また竹内先生も多分いろんな御意見があるということを言ってお られる。私もあるのは承知しているし、町村も反対しているとか、懸念を抱いているとか、 あるいは、都道府県の合併というような形になってきたら、事前委員会でも、どことどこ がひっつく、どこの地域に入る、こういうようなことが先行されるのではいかんと、こう いうような話もありました。そうすると、その地域とかそういうのは別にいたしましても、 この道州制のやり方について、徳島県がどうしていくかということについては、例えば、 私が事前委員会でお示しした県の以前のそういう分類、3分類あります。だけど、それ以 外にも、例えば徳島県だけ道州制には入らないというようなことができないのか。こうい うことも1つの選択肢であると思うんです。例えば佐那河内村が徳島県で唯一の村だと。 それは今回も合併しなかったということがあるように、そういうことがあり得ないのかと。 そういうことを求めていかないのかという議論もあると思うんです。そういったことを 考えると、道州制のことを研究する、それから国の動向をつぶさに把握していく。そして、 県議会に情報を提供していく、こういうことが私はあってしかるべき、またやっていただ きたい。こういうふうに思います。

それで、1つは県として、いろいろ情報を得て、今後どういうふうにしていくか、また、いろんなパターン、形態を考えていく上で、情報、知識の蓄積をしなきゃいけない。そういったことは、折野課長が一身に受けて、県全体の重大なことなんだけれども、いろんなパターンがあり、いろんな権限があり、いろんな方法がある。こういったことについて、折野課長1人が今後の県を背負って情報収集していくのか。それを課長に全部総務委員会のときに聞けばいいのか、こういうことになってくるので。そこで1つ確認したいのは、今後道州制の議論をするときに、県のどこが責任を持って、県として、知事の代弁者としてお答えをいただけるのか、議会の中で。例えば、議員から提案をして、委員会の中でそういう道州制に関する情報とか、県の考えていることを逐次報告をしていただくことができるのかどうか。今後の道州制を議論する徳島県としての体制、こういったものは、研究機関とかそういう特別チームは編成していないという話ですけれども、それをもう一回決意を含めてお聞きをいたしたいと思います。

八幡政策創造部長

ただいま大西委員から御質問いただきましたけれども、道州制の議論、これ関西広域連合のほうの話を先ほどしましたけれども、関西広域連合自身もその道州制のあり方を研究するわけなので、そのあり方の中には本当に幅広いものがあると思います。

今、御提案いただいたようなことも含めて、もうありとあらゆることを考えられるし、 その場合の課題、メリット、全部議論していくと思います。徳島県においては、まさに委 員が御指摘いただいている以前に研究会を立ち上げて、さまざまなバリエーションは検討 していて、それを踏まえた形で関西広域連合において実践もできておる状況でございます。 今後についてですけれども、もちろん広域行政課折野課長1人に背負わせるとしたら、私 の不徳のいたすところでございまして、政策創造部の中で課長がおられますし、我々、今 後も、今までも報告やってきたつもりではいるのですけれども、十分でなかった面につい ては、今後もさらに、議会、委員会、公式、非公式を問わず、どんな場合でも情報提供、 資料提供、意見交換させていただきたいと思っておりますし、従前の分が不足であったと するならば、今後一層政策創造部が頑張ってやってまいりたいと思います。どうぞよろし く御指導をお願いいたします。

大西委員

八幡部長が責任者ということで、折野課長1人に任せるのではなくて、八幡部長が全権 大使として、この道州制の議論には今後対応していくということで、決意として受け取り たいと思います。

それからもう一つ、これに関連して、本会議の答弁で、知事は関西広域連合を実証フィールドとした国の権限財源の先行移管についても実現を目指し取り組んでまいりますと、こういう答弁をされました。また、先ほど御報告のあったことについても、あり方研究会の中で、今から議論していく内容ということで、広域連合を生かした先行実施など、段階的な導入もあり得ると。こういう項目がありまして、その中に国の事務、権限の地方移管はどうするのか。道州制を検討し、導入するまで相当な時間がかかると認定されるけれど、それまで国の事務、権限の地方への移譲についてどうするのか、広域連合に先行して移譲するなど、段階的な導入もあり得るのではないかということも議論してまいりたいと、研究したいということでございました。

また、関西広域連合議会では、このペーパーによりますと、国出先機関の地方移管の強力な推進をこれからも求めていくと。こういう決議がなされたようでございます。それで、私が思うのは、御紹介もしたかったけど、時間がないので、徳島新聞や、朝日新聞を見ますと、学者の方がいろんな御意見を書かれておりまして、そして、その中には、今現在できている関西広域連合とはどういうものか、それが道州制を身近に感じる実証の場になるのではないかという知事が答弁したような意見がありました。

そうすると、広域行政をする中で、国の出先機関の権限を今、唯一あるこの関西広域連合に移譲していただくと。ほかは知りませんけれども。既に関西だけはあるんですから、関西広域連合にまず移譲してくださいよと。最終的に道州制を目指すにしても、それが1つのテストパターンだというようなことで、やれるところはこの関西広域連合である。これは私も同感だし、間違いないと思います。

そうすると、皆さん方が、また関西広域連合の幹部が国に要請をして、そしてわかりましたと、道州制の枠組みができるまでの間に、まず関西広域連合に出先機関をテストパターンで移譲しましょうと。こういったことがもし行われるとしたら、徳島、鳥取、あとどこでしたかね、もう一つぐらい。関西の方面で、国が出先機関として持ってる権限を移譲しても、徳島とか鳥取に関係する国の出先機関の権限は移譲されないという問題が起こっ

てくるんですよ。そうすると、徳島県や鳥取県はうらやましいなとか、あるいは、そういうことに参加できないなあと。なんかよそ者みたいな感じに、関西広域連合の中でもなってしまうことが予想される。私は想像します。そういうことがないようにしなきゃいけない。徳島県でも、関西広域連合へ国の出先機関の権限移譲が行われたときに、国交省の出先、そういったところの権限が県におりる。それから、その他厚生労働省なんかの権限がおりてくる。徳島県でもそうなりましたよって、県民としてそういうものを目の当たりにして実感する。これが、やはり広域行政に関する一番大事なこと。目で見えるということ、実感するということが大事だと思うんです。それが徳島の場合はできない可能性があるんです。関西広域連合に国の出先機関が権限を移譲しても、徳島とか鳥取だけはそれがないかもしれない。

これに対してどう考えられているのか。そしてその対策というか、国にどういうふうな要望をしていきたいのか。徳島県としては、どういうふうに関西広域連合の中で主張していくのかということをお聞きしたいと思います。

八幡政策創造部長

今、大西委員の御質問、それから御懸念だと思うんですけど、その点については、出先機関の移管を求めていく、関西広域連合として移管を求めていくと。これは道州制というのを限定するわけじゃなくて、まさに事務事業を今までも個別にやってきたのを、民主党は丸ごと移管の手法をとりましたけれども。ルールは変わったんで、同じような言い方をしても仕方がないんですけれども、言い方を変えてでも、やはり出先機関をしっかり、要は今まで民主党が3機関で先行移管という話をしていたんだけれども、別に3機関にこだわる必要もなくて、民主党がやった方法じゃない形で移管を求める。その実証フィールドとしては、関西広域連合は非常に適しているということで、本県を初め提案をし、関西広域連合はそのアプローチで行きましょうということになっております。

1点だけ、これはメディアは割とアバウトなワーキングを使うのが、道州制の実証フィールドではなくて、先行移管の実証フィールドということなので、そこをちょっと大西委員、御理解いただいているんですが、そういうことでございます。その中で、その後の選択肢はいろいろあると思います。先ほど申し上げましたように、鳥取と徳島というのは、割と近畿何とか局というものに対しては入ってないのは確かですけど、そこに入ってるけど、関西広域連合に入ってないのは奈良県でありますし、三重県だったり、福井県だったり。いろんなこれは実は国の局によって管轄地域が違うので、前回求めておりました農政局や環境についてもこれは中四国だったりしますし、四国だけじゃなかったりするので、いろんな分野があって。1つの可能性として申し上げると、それは国が勝手に決めてる区域なので、どういう形でも受ける方法は可能だと。これはもちろん、可能だというのはいろいろ変えなければなりませんけれども、そういう求め方も可能だというふうに当初民主党の議論のときもしておりましたし、一方で、経産局のような、はっきりしたものは四国広域連合をつくって1対1で受けたほうが早いだろうということで、これはそういうルールがつくられたときに、間髪入れずに四国広域連合の議論をしたのが本県のやり方でござ

いました。

したがって、いろんな可能性があると思います。そういうルールがつくられるんであればつくって、また四国という話も当然あると思いますが、ここは、だからそれをやるんだという話じゃ当然ありませんけど、いろんな可能性があって、四国で受けることもあれば、関西という中で受けることもあって、それはパターンはいろいろあると思いますけど、まだ今は全くルールがわからない中で、我々がつくっていこうという中で、今、実証フィールドにしたらどうだという提案をしているという視点でございますので、御懸念の点は、御懸念がないように、我々は四国広域連合のときも御案内のとおりルールが決まれば、間髪入れずに一番手で手を挙げたということでありますし、ルールが今ない中では手を挙げても仕方がないのでまだ挙げていませんけども、本県としては迅速な対応ができるように、しっかりと対応していきたいと考えております。

大西委員

それは今までの話だと思います、今の答弁はね。私が言っているのは、今こういう状況になって、がらっと変更になったわけでしょ。民主党政権で、丸ごと移管でやるときに、四国広域連合を立ち上げないけないということで今までやってた。丸ごと移管だからそうだと。そういう形で地方への移管をしないと、今の政権がそういう対応、考えを持ってるということで、ルールが決まらないと動けないんですって。最後のくだりはそういうようなことなんですよ。ルールが決まったら、それにのっとってやりますよと。

だから、道州制の議論も同じなんですけれども、私が一貫して言っていることは、そういう新たなことをやるときに、知事が提案型で徳島から提案していくんだと、リードしていくんだというようなことをずっと言い続けて、実践もしていると思いますけれども、その考え方でいくと、先行的に移管していくということを、国から、今の政権から見たら先行的な移管。中央からしたら、今までの丸ごと移管というか、国の出先の権限を移管しますということを国が決めたんだから、国としてそのとおりやってくださいよというのを求めていくんだけども、結局、今部長も認められたように、徳島とか鳥取とか、近畿の国出先機関の管轄に入ってないことが多い。あるいは、逆の問題で関西広域連合に入ってない関西の県もある。

そういった問題があるので、いろんなやり方があるのでと言うんだけれども、私が言ってるのは、徳島県が、国の出先機関の権限を移譲されて、国がやってたのが、今後県がやるようになるんですよっていうようなことが、県民にわかるような、感じるようなことが大事じゃないですかと、そう言ってるんですよ。それを実現してくださいと言ってるんです。だから国がルールを決めて、それを待って、徳島県はそのとおりやりますっていうことじゃなくて、徳島県は徳島県。今のままだったら、国の権限を移譲しても徳島県には来ないという話なんです。ですから、徳島県にも、国の権限が移譲されたときに、必ず何の省庁でもいい、そこの権限が徳島県内で、県が今後やるんだというような形になることを求めてほしいんです。

そのために、県としてはこういう方法がありますよ、こういうふうにしますよというこ

とをある程度提案していかなきゃいけないじゃないですか。そういうことを私は期待しているんですよ。時間もありませんけど、もう一回だけお答えいただけますか。

八幡政策創造部長

大西委員の御提案にありますように、我々さらに上を行くつもりでございまして、国に対してルールを決めてもらうんでなく、国にルールをつくらせに行っておりますので、これは徳島県のエールとして飯泉知事の指示のもと、我々が、常に胸に思ってやっていくことでございますので、まず我々のほうでルールをつくりに行かせると。今はルールがないということ、これ事実でございますから、そのルールをつくらせに行くと。そのときに、徳島県にとって一番ベストな形をつくれるように頑張ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

大西委員

わかりました。そういうことで、事前委員会からの議論についての私なりの終結、終わりたいと思いますけど。

あと簡単に1つだけ。ずっと見てまして、第1フェーズで7つですかね、分野でずっと 事務が行われてきまして、1つだけ、私ももう全然聞かないんですよ。マスコミでも聞か ないし、この委員会でも1年間、聞かなかったことがあります。

それは関西スタイルのエコポイント事業。これは既に24年の4月から始まっているらしいですが全然聞かない。徳島でやっているかどうかも聞かない。ですから、時間ももうかなり過ぎてますので、担当の人はしっかりメモっていただきたいと思います。もう一発に質問しますので、その点を全部答えていただきたいと思います。

まず、このポイント付与というのは、国がエコポイントをやってましたよね。だから委員の皆さん方もわかると思うんですけども、エコの製品を購入したときにエコポイントを付与してもらって商品と交換できると、こういうような制度です。このポイント付与対象商品は、徳島県内でつくっている企業の製品というものがあるんでしょうか。それから、徳島でこのポイントが使える事業所があるんでしょうか。そして、徳島県内のこれまでの状況として、どれだけの企業が参加しているのか。そして、ポイント付与、ポイント交換を徳島県内でどれだけ今までにされたのか。それから、25年度、もう1年間続けてやるということでございますが、徳島県としてエコポイントの目標について、持ってるのかどうか。持っていたらどれくらいエコポイントを県民に使ってもらうという目標を持っているのか。あと広域連合全体では、その目標があるのか。この広域連合の書類によりますとやはりPRができてない、広報活動ができてないという隘路を言っているようでございますけれども、そういったことで、今のことをざっとお答えいただきたいと思います。

市原環境首都課長

ただいま、大西議員のほうから関西スタイルのエコポイントについての、御質問をいただきました。まず、対象商品でございますけれども、県内のほうでは、例えば太陽光発電

システム、それから防熱性の高い真空ガラスでありますとか、それから遮熱性の高い窓でありますとかスクリーンといった、エコ関係の設備。それから、クールビズのこういったスーツとかワイシャツといった、クールビズ関係の商品。こういったものを対象としているところでございます。

(「何点ぐらいありますか、全部で」と言う者あり)

私が今、手元で把握しておりますもので、17品目といった状況でございます。それから、 県内でつくっている製品でございますけれども、県内での例えばそういった服、エコ、ク ールビズの服を販売している店舗。そういった販売店舗が県内にございます。また太陽光 発電等につきましても、代理店みたいな形で、県内のほうに店がある状況でございます。

それから、徳島で使えるエコポイントを交換できるところでございますけれども、県内に店舗のあるようなところで、ポイントが使える箇所といたしましては、例えば王将フードサービスでの餃子の食事券でありますとか、はるやま商事のほうでワイシャツの引換券でありますとか、それからJCBでのJCBギフトカードへの交換、それから図書カードへの交換、それからマクドナルドのマックカードへの交換。そういったことが、県内でも使えるというふうに考えてございます。なお、このほかに、県外でございましたら、イズミヤでの電子マネーでありますとか、びっくりドンキーでの食事券とか、そういったものにも交換できる状況でございます。

それから、ポイント交換が県内でどれだけ行われているかということでございますが、これについては申しわけございません。そういった個別での引き換えのデータを集計しておりませんので、県内での実績というのはわかっておりません。ただ、県内で発行したポイントにつきましては、昨年の6月から本格施行としてございますけれども、6月からことしの1月末までの状況で、ポイントを発行したほうの実績で言いますと、徳島県の場合、8万1,600 ポイントを発行しているというふうな状況でございます。

それから、平成25年度のエコポイントの目標、それから広域連合におけます目標でございますけれども、ポイントの目標につきましては、ただいま申し上げましたように、商品自体が、例えば、家の設備のようなものでありますものから、それからワイシャツとかスーツとかいったところまで、非常に幅広くポイントの設定がされておりますような状況もございますし、また関西広域連合全体での取り組みというところもございますので、25年度の目標自体は設定はいたしておりません。ただ、参加企業につきましては、できるだけ多く、企業のほうに参加いただきたいというふうなことも考えてございまして、JCBのほうに管理運営をお願いしておりますけれども、その中で、システム使用料というのが、参加企業が20社以上になれば無料になるというところもございますので、関西広域連合全体で20社を目標に、参加企業を募っていきたいというふうなところで、今現在、個別に参加企業にお声がけをして、参加をふやしていきたいというふうに努めているところでございます。

また、今後の広報活動でございますけれども、現在、県のほうでは、県のホームページ、 それから関西広域連合のホームページのほうで広く周知をしているところでございます。 ただ、今、大西委員がおっしゃいましたように、今後さらに広げていきたいということで、 例えばもっとより細かな情報を、県民の方に積極的に発信していけるように、例えば参加いただいた企業のエコ商品の内容をもう少し詳しく記載したパンフレットのようなものをつくりまして、県のイベントでありますとか、会議とか、そういったあらゆる機会で県からも直接利用を呼びかけていきたいと考えてございます。

大西委員

時間ももう過ぎておりますので、なかなか議論もできないのかなと思いますので、きょうのところは今聞いたので終わりますけれど、これは一方的に言いますけれど、私もこのエコポイントをするということについては、経済の活性化にとっても非常にプラスではないかという思いで、期待しておりました。だけど、去年の6月から1月までで8万1,600ポイントというのは極めて少ないんじゃないでしょうか。徳島県内経済の活性化などと言えるようなものにはなってないと思いますし、参加企業も大変少ないということでございます。

これは、もっと力を入れるべきでないかと思いますし、もっと関西の企業が参加して、 そのお金を使って、徳島県でもっとそれを利用して落としていってもらうというようなこ とにつながってくるわけですから、関西広域連合が、あまりしっかりした取り組みをして いないからといって、徳島県が同じようにしなくてもいいみたいな、そういうことではな いと思います。

ですから、これはもっと力を入れて、担当部署、これは本来、商工でもやっていただきたいようなことではあるんですけども、環境部局がこれをやらなければいけないという状況の中で、環境部局が自分たちの範囲以外のところに行って、PRをしないといけないとかいうようなことがあるんだろうけども、もっと力を入れてください。それだけ、要望というか、お願いをしておきたいと思います。

木南委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

以上で質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。ただいま審査いたしました、議案第60号関西広域連合規約の一部変 更に関する協議については、これを原案どおり可決すべきものと決定することに御異議ご ざいませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案の審査を終わります。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの(簡易採決) 議案第60号

次にお諮りいたします。委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

(「委員長一任」と言う者あり)

それではさようさせていただきます。

この際、お諮りいたします。

常任委員の任期は、本定例会の閉会の日までとなっておりますが、我々特別委員会の委員におきましても、慣例により、常任委員の任期に合わせて、閉会の日に辞任することになっております。そこで、辞任の手続につきましては、委員長において取り計らいたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と言う者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

本年度最後の委員会でありますので、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様におかれましては、この一年間終始御熱心に御審議を賜り、また、議事運営 に格段の御協力をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。おかげをもちまして大 過なく委員長の重責を全うすることができました。これもひとえに、委員の皆様の御協力 のたまものであると、心から感謝を申し上げます。

また、理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審議に御協力いただきましたことに深く感謝の意を表する次第であります。

当委員会では、国出先機関の移管等について審議してまいりましたが、今後は、本県に ふさわしい広域行政のあり方について御検討いただけたらと思います。

なお、審査の過程において表明されました委員の意見並びに要望を十分尊重され、今後 の施策に反映されますよう要望してやまない次第であります。

報道関係者各位の御協力に対しても深く感謝を申し上げます。

時節柄皆様方にはますます御自愛いただきまして、それぞれの場で今後とも県勢発展のために御活躍いただきますことを御祈念いたしまして、私のごあいさつといたします。ありがとうございました。

八幡政策創造部長

理事者のほうを代表いたしまして、私のほうからごあいさつを申し上げます。

ただいま、木南委員長から大変丁重なお言葉をいただきまして、大変ありがとうございます。木南委員長、北島副委員長を初め、各委員の皆様には、この1年、幅広く、温かい御指導から厳しい御指導までいただきして、まことにありがとうございました。

関西広域連合の発足から2年余りになりましたが、私も頻繁に委員会に参加し、議会のほうでは、竹内委員、北島副委員長、重清委員、さらには前の福山委員など、県議会においても車の両輪という形で、広域行政の推進に尽力いただいたということを、非常に楽しい1年でありましたし、非常に充実した1年でございました。

ただ、府県を越える広域行政をやってまいりましたが、まだ、我々のほうは、先ほど庄野委員のほうから話がございましたが、和やかというのが正しいかどうかは別にしまして非常に信頼関係のある、首長もそうですが、事務方もそうですし、議員の先生方もそうだと思いますが、できあがっていると思う反面、まだまだそこが府民・県民の皆様までメリットを実感していただけるまでに至っていない面があるかと思っておりますので、今後とも委員の皆様方の御意見をしっかりいただきながら、この広域行政、さらに取り組んでまいりたいと思っております。

最後になりましたが、委員の皆様方には、今後ますます御健勝、それから、次年度に向けましても温かい御指導をいただけますよう、よろしくお願い申し上げまして最後のごあいさつとさせていただきます。

木南委員長

これをもって、広域連合特別委員会を閉会いたします。(13時49分)